

事 務 連 絡

平成 2 6 年 7 月 3 日

各地方厚生局健康福祉部食品衛生課 御中

医薬食品局食品全部監視安全課

輸入食品安全対策室

「登録検査機関における輸入食品等（検査命令を除く）の検体採取要領」の改正について

標記について、別添のとおり各検疫所長あて通知しましたのでお知らせします。

食安輸発0703第1号
平成26年7月3日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「登録検査機関における輸入食品等（検査命令を除く）の検体採取要領」の改正について

今般、一般社団法人食品衛生登録検査機関協会理事長より、別添のとおり、平成17年5月23日付け「登録検査機関における輸入食品等（検査命令を除く）の検体採取要領」を改正した旨の報告を受けたことから、業務の参考として送付するとともに、関係業者への周知等を含め対応方よろしく申し上げます。

なお、本通知をもって、平成17年5月25日付け食安輸発0525004号を廃止します。

食 検 協 発 第 9 号

平成 26 年 6 月 24 日

厚生労働省 医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長 殿



「登録検査機関における輸入食品等（検査命令を除く）の
検体採取要領（平成 17 年 5 月 23 日）」の改正について

輸入食品の試験検査につきましては、常日頃からご指導をいただき、感謝申しあげます。

さて、当協会におきましては、食品衛生法に基づく検査命令以外で厚生労働省検疫所食品監視担当課の審査によって必要とされた検査における検体採取については、平成 17 年 5 月 23 日付けで策定した「登録検査機関における輸入食品等（検査命令を除く）の検体採取要領」に基づき、実施して参りました。

今般、別添のとおり内容を改正し、今後、この新たな要領に基づいて、より適切な検体採取を実施することといたしましたので、ご報告させていただきます。

つきましては、各検疫所への周知及び検疫所から輸入者、保税倉庫事業者等関係者に対するご指導につきまして、格段のご協力を賜りますよう、お願いいたします。

(別添)

平成26年6月24日
一般社団法人食品衛生登録検査機関協会

登録検査機関における輸入食品等(検査命令を除く)の検体採取要領

この要領は、登録検査機関における、関税法第32条に基づく見本持出許可を受けた保税貨物での食品衛生に係る検査のうち、厚生労働省検疫所食品監視担当課の審査によって必要とされた検査で、輸入者等から依頼される食品衛生法第3条の規定に基づく輸入者自らによる安全確保の責務の観点から必要な確認試験(以下「自主検査」という。)について、その検体採取の方法を定めた要領である。

1. 検体採取におけるロットの構成の確認手順等

- (1) 検体採取に当たっては、採取に先立ち荷姿(ロット全体)を確認して、検査対象が1ロットとして構成されていることを確認した上で、任意に採取パレットを選択し、パレットから任意に検査対象の検体を抽出する。このとき検体が当該ロットを代表するものとなるように採取する。ただし、コンテナ、冷凍倉庫及び機械式倉庫等における検体採取において、全ての貨物の荷姿等が確認できない場合は、入庫明細等によりロットの構成を確認する。
- (2) ロットの構成の確認において、サイズ等の異なるものが含まれ、明らかに区別が付き、その数量が確認できる場合は、数量の多いサイズ等から採取するなど、検体が当該ロットを代表するものとなるよう十分考慮して採取する。採取方法及び例を以下に示す。

例) 8C/Tから採取の場合は、通常次のような採取方法がある。基本的には、採取方法Ⅰ、Ⅱ又はⅢとし、止むを得ない理由によりそれ以外の採取方法を行う場合はその理由を採取記録書に記録する。

サイズ	数量	採取方法Ⅰ [*] (数量に対して 按分して採取)	採取方法Ⅱ (上位2サイズ より採取)	採取方法Ⅲ (1番多いサイ ズより採取)
Lサイズ	800C/T	5C/T	5C/T	8C/T
Mサイズ	400C/T	2C/T	3C/T	
Sサイズ	200C/T	1C/T		

*: 鰻のマラカイトグリーン等の抗菌性物質、すじこの亜硝酸根は採取方法Ⅰによって検査命令を実施しており、自主検査になってもそれに準じることが好ましい。

- (3) コンテナ、冷凍倉庫及び機械式倉庫等での検体採取で、任意に検査対象を抽出することが困難な場合にあっては、倉庫等において入庫明細等によりロットの構成を確認する以前に、あらかじめインボイス、パッキングリスト等の輸入関係書類でロットの構成を

確認し、検体採取対象の採取方法を1.(2)に従い業者に連絡し、事前に準備しておいて差し支えない。準備されたパレットが1パレットの場合は、端数のカートンで構成されたパレットではなく正パレットから採取することとし、業者等の意志が及んでいない無作為に抽出されたパレットかどうかを、パレットの外観とロット全体との比較確認または在庫明細等で確認する。なお、パレットが準備されている場合でも、必要に応じて別パレットや複数パレットから採取すること。

- (4) パレットからのカートン抽出は、偏りがないよう原則上中下段から抽出する。
- (5) カートン内に内箱等の小分けがある場合は、採取カートン毎に採取する位置を変え(上中下等)て抽出する等、業者の意志が及ばないよう無作為抽出すること。
- (6) 当該ロットの構成の確認方法及び内容、検査対象の抽出方法を記録する。
- (7) ロットの構成や検体採取方法について疑義が生じた場合には、必要に応じて、当該届出を管轄する検疫所に相談する。

2. ロットの荷の大きさ及び開梱数等

検体採取のための開梱数、検体採取量及び検体数は、検査日に該当する年度の【「輸入食品等モニタリング計画」の実施について】(厚生労働省輸入食品安全対策室長通知)の別添に記載されている「検体の採取」のとおりとする。ただし、同じロットの検査において、モニタリング計画の別表の検査項目(例：微生物)に複数の項目(例：細菌数(生菌数)、大腸菌群、腸炎ピブリオ最確数の3項目)の検査がある場合でも、検体採取量は項目数の倍数でなく(例：0.3kg×3項目)、検査項目に対応する検体採取量以上(例：0.3kg以上)でかつ各項目の検査に必要な量の合計以上としてもよい。例を以下に示す。

また、1kg程度までの小型の包装形態のものにあつては、業者の了解を得たうえで包装形態のまま採取することを基本とする。

なお、検疫所から別途指示があった場合は該当指示に従うものとする。

例) 試験項目：加熱食肉製品 包装後加熱(クロストリジウム属菌、大腸菌群、亜硝酸根)

輸入数量：200C/T 1C/T=3kg

<採取方法>

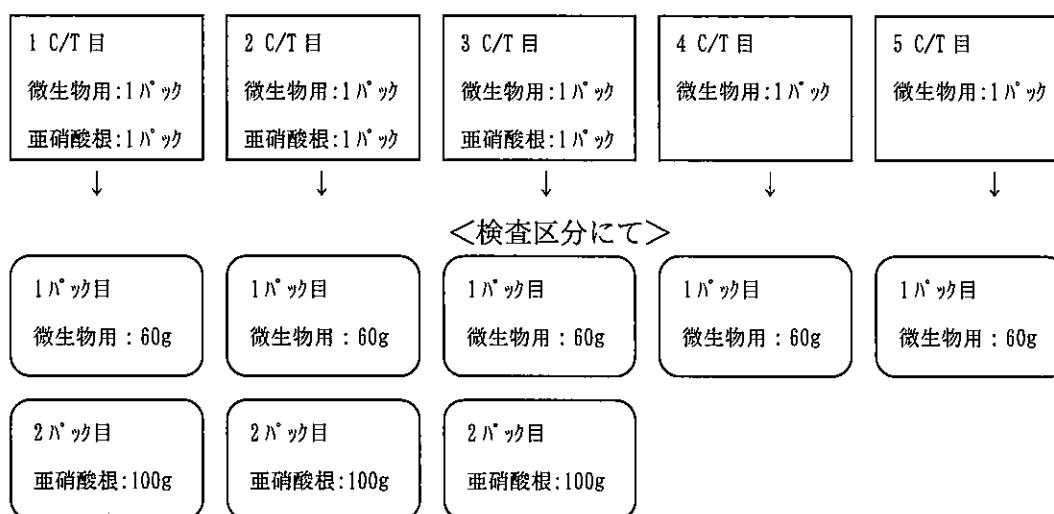
① 1C/Tが3kgで1製品(パック)の場合は、クロストリジウム属菌及び大腸菌群はモニタリング計画の別表4の微生物により5C/Tから0.3kg以上採取し、亜硝酸根は添加物の不均一により3C/Tから0.3kg以上採取してそれぞれ混合し検査用の試料とする。

1 C/T 目 微生物用：60g 亜硝酸根：100g	2 C/T 目 微生物用：60g 亜硝酸根：100g	3 C/T 目 微生物用：60g 亜硝酸根：100g	4 C/T 目 微生物用：60g	5 C/T 目 微生物用：60g
----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	---------------------	---------------------

微生物用：クロストリジウム属菌及び大腸菌群の検査用

② 1パックが150gの製品の場合は、クロストリジウム属菌及び大腸菌群は5C/Tから5パック採取し、亜硝酸根は3C/Tから3パック採取して、それぞれ0.3kg以上とな

るように混合し検査用の試料とする。



3. 注意事項

- (1) 検査命令の採取方法に関する要領は、検査命令に関する通知及び検疫所からの別途指示が優先されるが、それ以外は本採取要領を適応する。
- (2) 上記1. (1) 「荷姿を確認する」とは、元荷口(ロット)と検査機関が検査対象として指定したパレットの製品の同一性及び事前に提出された書類(食品等輸入届出書、インボイス、パッキングリスト、船荷証券(B/L)等)の内容と荷口やカートン等の表示、ロットの数量等の同一性を確認することである。なお、これらの書類の記載内容のみで確認できない場合は、倉庫で所有している入庫明細等により確認する。また、ロット等の確認でカビ等の汚染や水ぬれ等がある食品があった場合は採取作業を中止し、直ちにその理由を業者に連絡する。
- (3) 上記1. (4) で、荷崩れ防止の目的でパレット側面がストレッチフィルム等で覆われ、かつ、倉庫に覆いを切ることを断られた場合には、中及び下段から採取することが困難なため、上段付近から採取することも止むを得ないが、その旨を記録すること。なお、その場合においては無作為にカートンを抽出する観点から、必要に応じて複数パレットから採取すること。
- (4) 上記1. (6) の「ロットの構成の確認方法及び内容」の記録は、基本的には目視で貨物の荷姿及びサイズ等の有無を確認し、その内容を記録する。補足として入庫明細等を用いて確認した場合はその内容も記録する。ただし、冷蔵庫・冷凍庫・機械式倉庫の庫内では倉庫の管理上または作業者の安全確保の理由で止むを得ず目視での確認ができない場合がある。その場合は、目視で確認できなかった理由と入庫明細等で確認した内容を記録する。
- (5) 上記1. (6) の「検査対象の抽出方法」に関する記録事項は、パレット数、抽出カートン数、採取数量等を記録する。
- (6) 自主検査の試験項目であっても、検査命令で同じ項目がある場合には検査命令に基づく採取方法で行うものとする。

- (7) 検査命令と自主検査の両方の試験項目がある検査対象食品の検体を採取する場合には、検査命令については検査命令の採取方法に、自主検査についてはモニタリング計画の採取方法に従い、それぞれ別に採取するものとする。
- (8) 添加物が「均一」に分布しているか「不均一」に分布しているかについては、食品の形態や製法等を踏まえて判断することを基本とするが、これまでの知見を踏まえて、概ね以下のとおりとする。なお、判断が難しい場合には事前に検疫所に相談すること。
- A 不均一なものとして取り扱うもの
- 二酸化硫黄、亜硝酸根、ナタマイシン、フェロシアン化塩、一酸化炭素、防ばい剤、メラミンの試験項目については不均一として扱う。ただし、ワインの二酸化硫黄は均一として扱う。
- B 均一なものとして取り扱うもの
- 上記以外の試験項目であるが、食品の形態や製法等も踏まえて不均一と判断できる場合にはこの限りではない（例：錠剤型の菓子のアセスルファミカリウムは製品間の含有量の差が大きいため不均一として扱う。）。
- (9) 器具容器包装及びおもちゃの試験項目については、様々な形状、色及び材質があるので、業者が現物を確認し、必要に応じて検疫所と相談して決めるものとする。また、検体採取量は各検査機関の検査必要量とする。
- (10) 活うなぎ、ひらめ等については、生簀に入れる前に採取することを基本とする。止むを得ず、生簀より採取する場合については、生簀に入れる前の輸送容器の数で採取数を決定する。
- (11) 製品の外装を開梱する場合は未開封のものについて行い、既に開梱されている製品からの検体採取は原則行わないものとする。
- (12) 検体の採取は、該当する試験結果に影響がないように採取し、かつ、採取後の製品(商品)に異物の混入や汚染をしないように配慮する。
- (13) 検体を採取した道具の種類及び滅菌の有無、採取容器の種類及び滅菌の有無などを記録し、採取道具等が適切であったかを後から確認できるようにする。
- (14) 見本持出申請の注意事項として、例えば殻つきの貝類の検体採取の場合には、検査対象部位(可食部等の条件がある場合。貝類は可食部。)の重量にて採取量が定められているため、全重量に換算した数量(殻を含んだ重量)にて採取することを説明し、殻付での重量にて見本持出の許可をもらうようにする。

4 実施期日

この要領は、平成26年7月14日より実施する。

以 上